

(平成25年度版)

① 建設教育訓練助成金 のごあんない



(注意)「建設教育訓練助成金」は平成25年度予算成立をもって廃止となり、新たに「建設労働者確保育成助成金」が創設される予定です。
詳細は都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



助成金のご利用に当たっての注意

(1) 申請期限の厳守について

助成金の各申請書などの提出期限までに申請されない場合、助成金は支給されません。
(各申請書類などは最寄りの都道府県労働局またはハローワーク(公共職業安定所)に備え付けてありますので、記入方法および提出期限などについてご相談ください。)

(2) 現地確認などについて

助成金の支給に当たっては、審査に際し費用負担、賃金の支払い、訓練などの実施状況、建設労働者の雇用状況などの支給要件の確認のため、現地確認や聞き取りを行ったり報告・書類提出を求めることがあります。

これらの確認などにご協力いただけない場合、また支給要件に照らして申請書や添付書類などの内容に疑義がある場合には、助成金を支給できないことがありますのであらかじめご了承ください。

(3) 助成金の返還などについて

詐欺、脅迫、贈賄など刑法に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上犯罪を構成するに至らない場合でも、故意に助成金の計画届および支給申請書に虚偽の記載を行いまたは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金の支給を受け、または受けようとした場合(以下「不正受給」という)、もしくは本来支給される額を超えて助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部または一部を返還していただきます。

また不正受給を行った場合は、

- 不支給決定または支給決定の取消しが行われます。
- 不支給決定または支給決定の取消しを受けた日以後3年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。また、他の助成金などでも不正受給が確認された場合も支給決定は行われません。
- 返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対して、年5%の延滞金(法定利息)が加算されます。

(4) 書類の整理保管について

助成金の支給に関して提出した関係書類など(訓練などの実施に関する費用、賃金の支出に関する証拠書類など)については、この助成金に関する支給(不支給)決定日の属する年度の初日から起算して5年間整理保管してください。

(5) 消費税について

助成金の支給額の算定にあたっては、費用、経費等に消費税を含めてください。

建設教育訓練助成金

建設事業主などが、建設労働者の技能の向上のため能力開発を行う場合の経費や賃金の一部を助成する制度です。

次のメニューで建設事業主および建設事業主団体のみなさんをサポートします。

認 定 訓 練	
☆認定訓練を実施した中小建設事業主または中小事業主団体を対象に 経費の一部を助成	・・・認定訓練 - 経費助成 ……P4~P5
☆認定訓練を受講させた、中小建設事業主を対象に 賃金の一部を助成	・・・認定訓練 - 賃金助成 ……P6~P7
技 能 実 習	
☆技能実習を実施した中小建設事業主などを対象に 実施に要した経費の一部を助成	・・・技能実習 - 経費助成 ……P8~P10
☆技能実習などを受講させた、中小建設事業主を対象に 賃金の一部を助成	・・・技能実習 - 賃金助成 ……P11~P12
建 設 広 域 教 育 訓 練	
☆広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施する 職業訓練法人を対象に経費の一部を助成	・・・建設広域教育訓練 - 経費助成 ……P17
☆広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を実施する職業訓練法人が認定 訓練を行うための施設・設備の設置・整備を行った場合を対象に 施設・設備の設置・整備に要する経費の一部を助成	・・・建設広域教育訓練 - 施設等設置整備 ……P18
建 設 業 人 材 育 成 支 援	
☆将来の建設業を支える人材を育成・確保していくための事業を実施した 中小建設事業主団体を対象に 経費の一部を助成	・・・建設業人材育成支援 - 経費助成 ……P19~P25
新 分 野 教 育 訓 練	
☆建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるため に必要な教育訓練を実施した中小建設事業主を対象に 教育訓練に要する経費および賃金の一部を助成	・・・新分野教育訓練 - 経費助成・賃金助成 ……P26~P28

パンフレットの用語について

「建設事業主」：建設労働者を雇用して建設事業を行う者をいいます。
※建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる一人親方および同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主は、**建設事業主には当たりません。**

「建設事業主団体」：建設事業主の団体またはその連合団体であって、構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上であって、かつ、構成員である建設事業主に占める雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上のものをいいます。

「中小建設事業主」：資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者数300人以下の建設事業主をいいます。

「Aの中小建設事業主」：雇用保険料率1,000分の16.5の中小建設事業主

「Aの事業所」：雇用保険の適用上一つの事業所として認められている雇用保険料率が1,000分の16.5の事業所

「Bの中小建設事業主」：雇用保険料率が1,000分の13.5または15.5の建設業の許可を有する中小建設事業主

「Bの事業所」：雇用保険の適用上一つの事業所として認められている雇用保険料率が1,000分の13.5または15.5の事業所

「中小建設事業主団体」：建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が3分の2以上のものをいいます。

「建設工事における作業に係る広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人」：

次のいずれにも該当する職業訓練法人

- ・ 数都道府県にわたる地域における建設事業主などの相当数をこの職業訓練法人の社員とするもの（※）
またはこの職業訓練法人の基本財産の拠出をしているもの。
- ・ 建設工事における作業に係る職業訓練の実施に適した職業訓練施設を運営するもの。

（※）職業訓練法人の構成事業主などが、数個の都道府県において均衡に分布している状況をいうもの。したがって、例えば2個の都道府県にわたる地域における建設事業主などのうち、1都道府県の建設事業主数が数社程度であるなど極端な偏りが見受けられる場合は該当しない。

助成金の支給対象者について

- 1 労働保険料を過去2年を超えて滞納していないこと。
- 2 過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法施行規則第102条の2の雇用調整助成金その他の雇用保険法第4章の雇用安定事業などに関する各種給付金の支給を受け、または受けようとしたことがないこと。

☆その他の支給要件などについては、以下の各助成金該当ページをご覧ください。

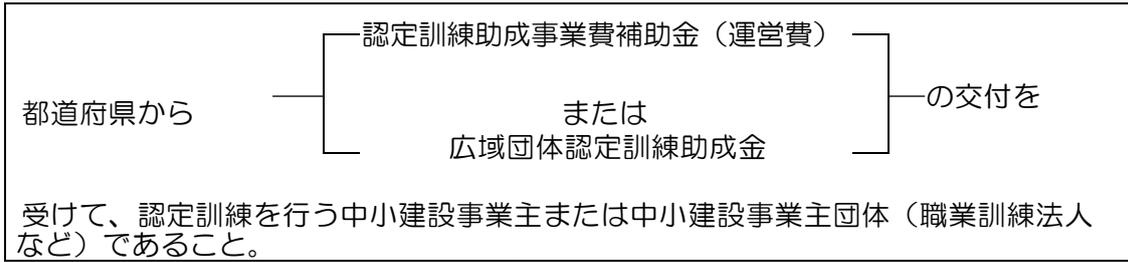
助成金の支給決定および送金について

- 1 支給・不支給の決定は、申請された建設事業主などに通知します。
- 2 助成金は、支給申請書に記載された建設事業主などの指定金融機関の口座に振り込みます。

なお、要件などにより助成の対象とならない場合がありますので、**事前に、最寄りの都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にご相談の上、計画を進めてください。**

認定訓練（経費助成）

1. 受給できる中小建設事業主または中小建設事業主団体（職業訓練法人など）



かつ

中小建設事業主の場合

- ・雇用保険の適用事業主であること。

中小建設事業主団体の場合

次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ・構成員の50%以上を建設事業主が占めていること。
（一人親方および同居の親族のみを使用して建設事業を行う者は建設事業主として取り扱いません。）
- ・構成員である建設事業主のうち3分の2以上が中小建設事業主であること。
（職業訓練法人については、比率を問いません。）
- ・構成員である建設事業主の50%以上の者が雇用保険に加入していること。

2. 算定の対象となる者

次のいずれかに該当する者であることが必要です。

- イ 中小建設事業主が雇用している雇用保険被保険者
- ロ 学卒未就職者等、職業能力形成機会十分でない者（新規学卒者のうち就職できないためにやむを得ず進学し就職先が未決定の者及び概ね3年以上継続して正規雇用されることがない者であって、就職のために認定職業訓練を受講することを希望する者）

3. 対象となる訓練課程および訓練科

助成の対象となる訓練は職業能力開発促進法第24条第1項に規定する認定職業訓練または同法第27条第1項に規定する指導員訓練のうち別に定める建設関連の訓練に限ります。

なお、経理事務・営業販売的な要素を持つ訓練は本助成金の対象とはなりません。

4. 助成額

認定訓練を受講した建設労働者1人につき、次表に掲げる建設関連の訓練の種類に応じて定められた助成金の額に月数、コース数または単位数を乗じて得た額です。

訓練の種類 (建設関連の訓練に限る。)	月、コース または単位	助成金の額		※単位数 訓練時間 12H(職業能力開発促進法施行 規則別表第3に関するものにつ いては10H) ～ 15H【 1単位】 16H～ 25H【 2単位】 26H～ 40H【 3単位】 41H～ 60H【 4単位】 61H～ 80H【 5単位】 81H～100H【 6単位】 10H～150H【 7単位】 151H～200H【 8単位】 201H～300H【 9単位】 301H～400H【10単位】 401H～500H【11単位】 501H～600H【12単位】 601H～700H【13単位】 701H～ 【14単位】
		認定訓練	広域認定訓練	
イ 普通職業訓練				
① 普通課程	1 月	4,400円	6,600円	
専修訓練課程	1 月	4,400円	—	
② 短期課程				
一級技能士コース	1 コース	9,700円	14,600円	
二級技能士コース	1 コース	9,700円	14,600円	
単一など級技能士コース	1 コース	9,700円	14,600円	
管理監督者コース	1 単位※	1,800円	2,700円	
能開法施行規則別表第4 による訓練	1 コース	16,000円	25,000円	
上記以外の短期課程	1 単位※	1,800円	2,700円	
ロ 高度職業訓練 専門課程	1 月	19,500円	—	
ハ 指導員訓練 研修課程	1 単位※	1,800円	2,700円	

5. 手続き

(1) 計画の届出の手続き

建設教育訓練助成金（認定訓練 - 経費助成）計画届（建助様式第1号）および次表の添付書類を申請者の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に原則として事業を実施しようとする日の属する年度の5月末日までに提出してください。

助成の対象となる中小建設事業主		助成の対象となる中小建設事業主団体	
提出書類	提出部数	提出書類	提出部数
①定款	1部	①定款または規約	1部
②事業概要	1部	②認定訓練校規約	1部
③認定訓練校規約	1部	③構成員内訳表	1部
④雇用保険適用事業所番号、従業員数、建設業許可番号などが記載された書類	1部	④認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付申請書の写し	1部
⑤認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付申請書の写し	1部	ただし、広域団体認定訓練助成金の支給を受ける場合については支給申請書の写し	

(2) 支給申請の手続き

都道府県から認定訓練助成事業費補助金（運営費）または広域団体認定訓練助成金の交付の決定があった日以後、認定訓練を実施した日の属する月（短期課程の普通職業訓練および指導員訓練にあっては、1コースの訓練が終了した日の属する月）に応じ、次表に掲げる区分に応じて建設教育訓練助成金（認定訓練 - 経費助成）支給申請書（建助様式第14号）および必要書類などを一式を申請者の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

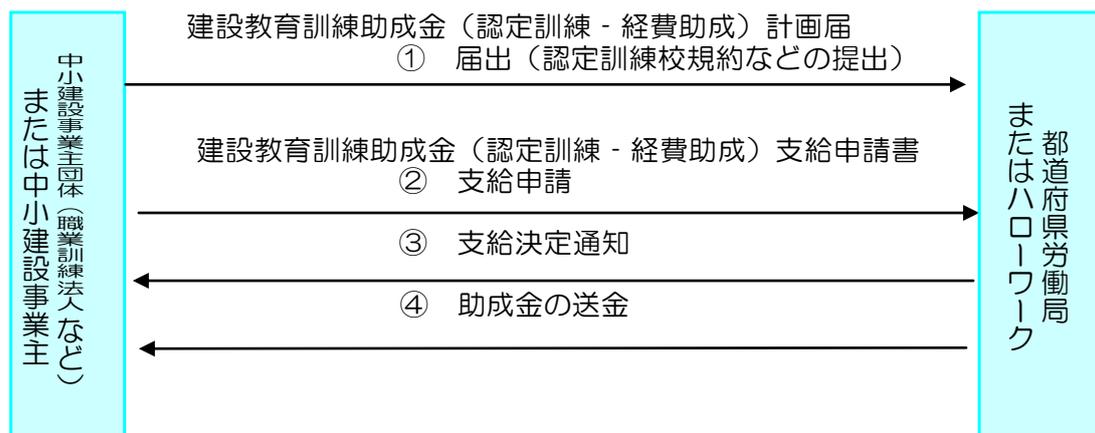
認定訓練助成事業費補助金（運営費）の場合

実施月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌年の 1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで

広域団体認定訓練助成金の場合

実施月	4月、5月、6月、7月、8月、9月	10月、11月、12月、1月、2月、3月
提出期間	10月1日から 11月末日まで	翌年の 4月1日から 5月末日まで

● 手続きの流れ



1. 受給できる中小建設事業主

次のいずれにも該当する中小建設事業主

- ・雇用保険の適用事業主であることと。
- ・雇用する建設労働者に対して認定訓練を所定労働時間内に受講させ、その期間、所定労働時間労働した場合の通常の賃金の額以上の額の賃金を支払うこと。
ただし、以下の①または②の場合であって、訓練等支援給付金の支給対象となっているときは、助成の対象となること。
 - ① 所定労働時間外に実施する認定訓練を受けさせた場合
所定の賃金（労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金）以上の額を支給する場合
 - ② 所定労働日以外の休日に実施する認定訓練を受けさせた場合
この受講に係る日について振替休日を与え、または所定の賃金（労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金）以上の額を支給する場合
- ・雇用保険法施行規則によるキャリア形成促進助成金の訓練等支援給付金（認定訓練を行う施設に建設労働者を派遣する場合に限る。）の支給を受けていること。

2. 算定の対象となる建設労働者

助成の対象となる「中小建設事業主」に雇用され、その中小建設事業主が認定訓練を受講させた雇用保険の被保険者である建設労働者。

3. 助成の対象となる訓練課程および訓練科

助成の対象となる訓練は職業能力開発促進法第24条第1項に規定する認定職業訓練または同法第27条第1項に規定する指導員訓練のうち別に定める建設関連の訓練に限ります。

なお、経理事務・営業販売的な要素を持つ訓練は本助成金の対象とはなりません。

4. 助成額

この助成金の支給額は、算定対象の建設労働者1人につき、次表（P7）の左欄に掲げる訓練の種類および同表の中欄に掲げる訓練課程の区分に応じ同表の右欄に掲げる日額（次の数式により算出した額（A）が表の日額を下回るときは、この算出した額（A））に、この認定訓練を受けた日数（認定訓練を実施した日数のうち、キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）の支給の対象となった日数に限る。）を乗じて得た額です。

《数式》

$$(A) = \text{通常賃金相当額}(\ast) - \frac{\text{キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)の支給額}}{\text{支給対象日数}}$$

(※) 通常の賃金の額に相当する額の算定式

$$\frac{\text{前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額}}{\text{前年度1年間の1ヵ月平均雇用保険被保険者数}} \times 0.8$$

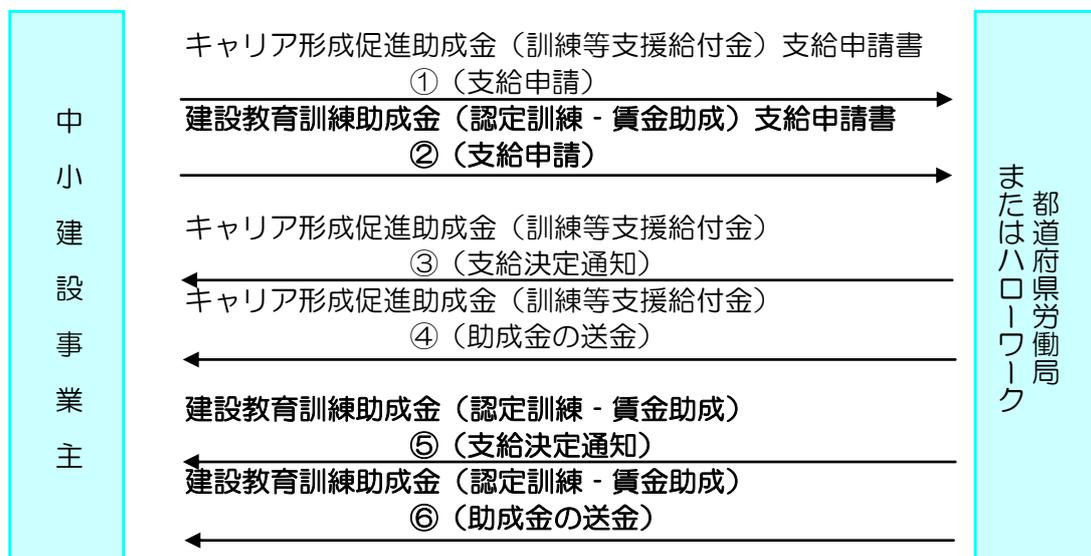
○ 1人当たりの日額表

訓練の種類		日 額
普通職業訓練	普通課程 専修訓練課程	5,400円
	短期課程	7,000円
高度職業訓練	専門課程	5,400円
	専門短期課程	7,000円
指導員訓練	研修課程	7,000円

5. 支給申請の手続き

認定訓練を終了した日の翌日から起算して**2カ月以内**（当分の間は、最初に到来する4月1日または10月1日のいずれか早い日から2カ月以内の提出であっても可）に、建設教育訓練助成金（認定訓練 - 賃金助成）支給申請書（建助様式第15号）および必要書類などを一式を申請者の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

● 手続きの流れ



1. 受給できる中小建設事業主または中小建設事業主団体

■技能実習を実施する次のいずれかに該当する中小建設事業主

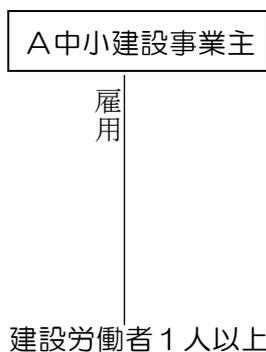
- ・「Aの中小建設事業主」 (イメージ図①を参照)
- ・「Bの中小建設事業主」であって、技能実習の受講者の3分の2以上が、この企業において「Aの事業所」に雇用する建設労働者および下請中小建設事業主（「Aの中小建設事業主」に限ります）の雇用する建設労働者である。 (イメージ図②を参照)

■技能実習を実施する次のすべての要件を満たす中小建設事業主団体

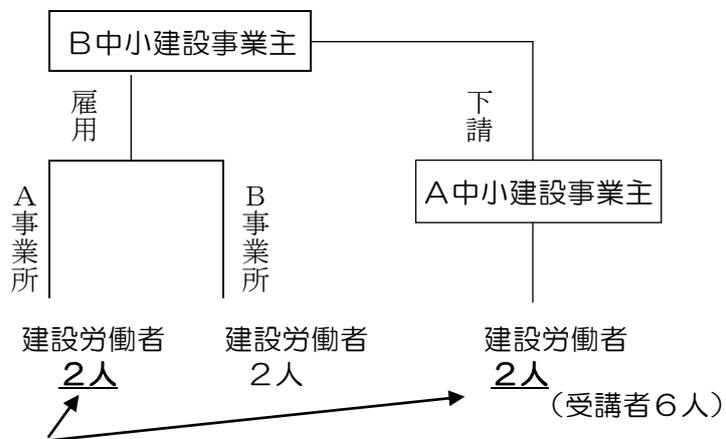
- ・構成員のうち、建設事業主が50%以上占めていて、その建設事業主のうち中小建設事業主が3分の2以上を占めていること。
- ・構成員である建設事業主の50%以上の者が雇用保険に加入していること。
- ・技能実習の受講者のうち3分の2以上が、「Aの中小建設事業主」に雇用される建設労働者および「Aの事業所」に雇用される建設労働者であること。 (イメージ図③を参照)

● イメージ図

①のケース

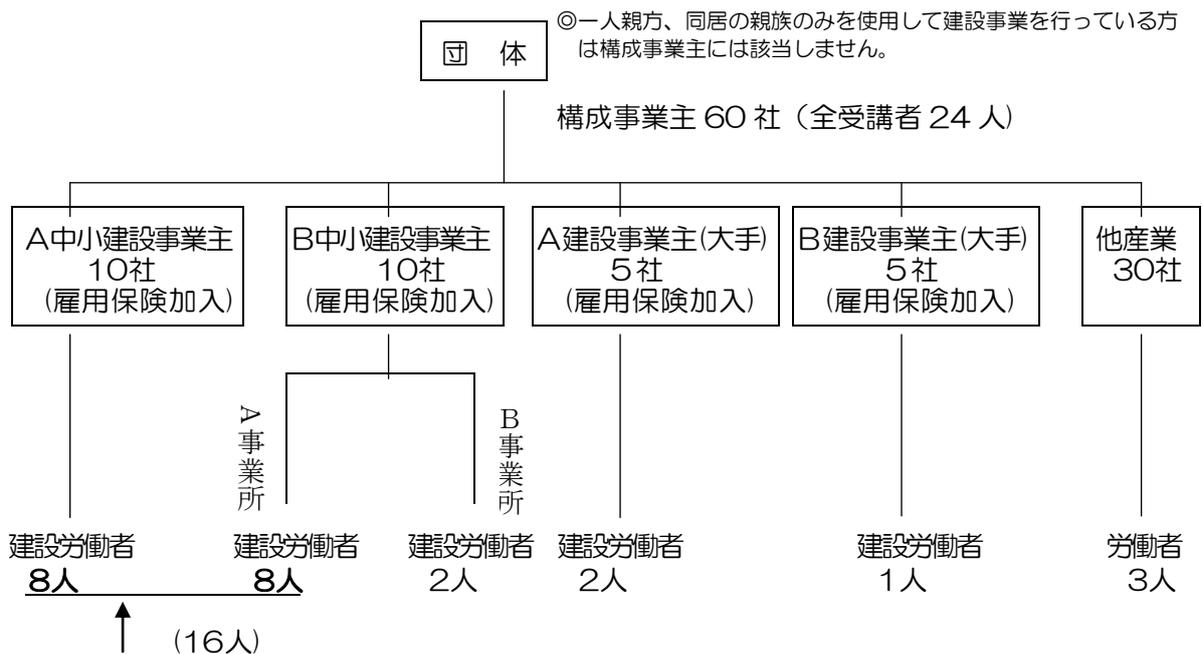


②のケース（受講者6人の場合）



◎3人以下の場合は助成対象外となります。(このケースは、受講者6人のうちAの事業所に雇用する建設労働者および下請けであるAの中小建設事業主の雇用する建設労働者が3分の2以上である4人以上が要件となります)

③のケース（構成事業主60社で全受講者24人の場合）



◎15人以下の場合は助成対象外となります。(このケースは、受講者24人のうち「Aの中小建設事業主」および「Bの中小建設事業主のうちAの事業所」に雇用される建設労働者が3分の2以上である16人以上が要件となります。)

2. 算定の対象となる建設労働者

次のいずれかに該当する建設労働者

- ・助成の対象となる技能実習を行う「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者
- ・助成の対象となる技能実習を行う「Bの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者のうち、「Aの事業所」に雇用されている建設労働者
- ・中小建設事業主団体の構成員のうち「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者または「Bの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者のうち「Aの事業所」に雇用されている建設労働者
- ・助成の対象となる技能実習を行う「AまたはBの中小建設事業主」と直接の下請け関係にある、「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者
- ・中小建設事業主団体を構成する「AまたはBの建設事業主」と直接の下請け関係にある「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者

3. 助成の対象となる技能実習

次のすべての要件を満たす次表に掲げる（「○」があるものが対象）技能実習であること。

- ① 1日1時間以上8時間以下で、合計10時間以上（実技・学科の時間の割合は問いませんが、1時間以上は実技の時間を設けること）であること。
※1日の時間数が1時間以上であっても、訓練と直接関連のない単なる開・閉講式やオリエンテーションなどのみの場合は、その日については助成の対象とならないこと。
- ② 実習の間隔は1カ月以内であること。ただし、一の技能実習として最長でも6ヶ月以内とすること。
- ③ 実習を受ける建設労働者の数が1人以上50人以下であること。
- ④ 実習の指導員は、その実習の内容に直接関連する職種に関する職業訓練指導員免許を有する者か1級技能検定に合格した者または管轄労働局長がこれらの者と同等の能力があると認めた者であること。
- ⑤ 受講料は、原則として無料であること。

N O.	実習内容	中小建設事業主などが自ら行う場合	登録教習機関に委託して行う場合
①	建設工事における作業に直接関連する実習※1 (②から⑥以外のもの)	○	○
②	労働安全衛生法で定める特別教育（表1に限る）	○	○
③	有資格者（特別教育（表1に限る）および教習・技能講習修了者（表2に限る））に対する再訓練	○	○
④	職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習（表3に限る）※2	○	○
⑤	安全衛生法に定める教習および技能講習（表2に限る）	×	○
⑥	建設業務に係る資格取得後一定期間を経過した者に対して行う危険再認識教育（表4に限る）	×	○

※1 職場訓練（労働者を日常の職場で業務に就かせたままの状態で行う訓練）および営業活動の一環として行う技能実習は助成の対象になりません。

※2 学科講習のみでも対象となります。

◎表1はP13、表2はP14、表3はP15、表4はP15を参照

4. 助 成 額

次表の助成対象費用の合計額となります。

ただし、一の技能実習について1日当たり13万円（厚生労働大臣が表彰した「卓越技能労働者（現代の名工）」および「安全優良職長（セーフティーマスター）」、国土交通大臣が表彰した「建設マスター」並びに（社）全国技能士会連合会長が認定する「全技連マイスター」の資格を有する者を指導員とした場合、20万円）、かつ、20日分が限度です。

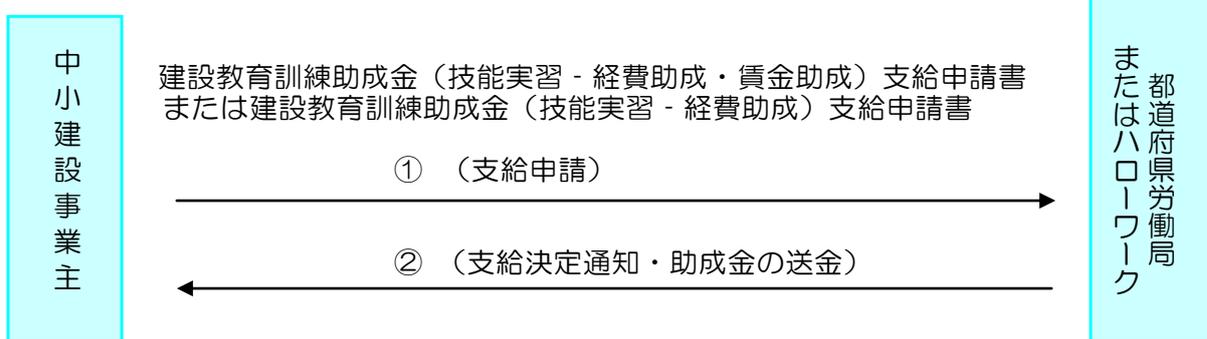
なお、登録教習機関に委託した技能実習においては委託費に限り、支給対象費用として認められません。

助 成 対 象 費 用	基 準	限 度 額
指導員謝金	実費相当額（部外指導員に限る）	一の技能実習について1日当たり13万円（「卓越技能労働者などを指導員とした場合、20万円）かつ20日分
指導員旅費	実費相当額（交通費に限る）	
実習場所の借上料	実費相当額	
建設機械の借上料	実費相当額	
教材費、消耗品代などで実習に直接必要とする費用	実費相当額	
委託費（助成対象中小建設事業主などが技能実習を登録教習機関に委託する場合の費用）	委託費（1人当たりの受講料に受講者数を乗じて得た額）の70%の額	

5. 支給申請の手続

建設教育訓練助成金（技能実習 - 経費助成・賃金助成）支給申請書（建助様式第16号）または建設教育訓練助成金（技能実習 - 経費助成）支給申請書（建助様式第16号の2）および必要書類などを一式、技能実習を終了した日の翌日から起算して2ヵ月以内に、申請者の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

● 手続きの流れ



1. 受給できる中小建設事業主

次のいずれかに該当する中小建設事業主

- ・「Aの中小建設事業主」
- ・「Aの事業所」を有する「Bの中小建設事業主」
- ・「Bの中小建設事業主」（助成の対象となる技能実習などが登録基幹技能者講習である場合に限る）

2. 算定の対象となる建設労働者

雇用保険の被保険者である次のいずれかに該当する建設労働者

- ・「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者
- ・「Bの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者のうち「Aの事業所」に雇用されている建設労働者
- ・「Bの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者（助成の対象となる技能実習などが登録基幹技能者講習である場合に限る）

3. 助成の対象となる技能実習など

(1) 技能実習 - 経費助成の対象となる技能実習

雇用する建設労働者に技能実習 - 経費助成の要件を満たす技能実習（P9の3）を1日3時間以上所定労働時間内に受講させ、その期間、所定労働時間労働した場合の通常の賃金の額以上の額の賃金を支払った場合に対象となります。

建設労働者の所定労働時間外および休日に技能実習を受講(または受検)させた場合は、助成の対象となりませんが以下の①または②の場合は助成の対象となります。（※（2）においても同じです。）

- ① 所定労働時間外に実施する技能実習などを受けさせた場合
所定の賃金（労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金）以上の額を支給する場合
- ② 所定労働日以外の休日に実施する技能実習などを受けさせた場合
この受講に係る日について振替休日を与え、または所定の賃金（労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金）以上の額を支給する場合

(2) 技能実習 - 経費助成の要件を満たさない技能実習など

技能実習 - 経費助成の要件を満たさない場合でも、技能実習 - 賃金助成のみ対象となる場合もあります（1日の訓練時間が3時間以上8時間以下であるものに限り）ので、詳しくは最寄りの都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

- ① 職業能力開発促進法に規定する技能検定試験（P15の表3に限る）を受検した場合
- ② 中央職業能力開発協会および共催団体の実施する技能五輪全国大会および一級技能士全国技能競技大会（P15の表3に限る）へ出場した場合
- ③ 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習（更新講習を含む）（P16の表5に掲げるもの及び平成25年4月1日以降新たに国土交通大臣の登録を受けた登録基幹技能者講習）を受講した場合
- ④ P14の表2に掲げる安全衛生法に定める教習および技能講習およびP15の表4に掲げる危険再認識教育を登録教習機関に委託して実施した場合（規定時間数どおりに実施し、その合計時間数が技能実習 - 経費助成の要件を満たさないもの）

4. 助 成 額

技能実習などを受講させた建設労働者1人につき、7,000円（通常の賃金の額に相当する額として下記算定式（※）により算定した額が7,000円未満のときは、その算定した額）に技能実習などを受講させた日数（1日3時間以上受講した日に限ります）を乗じて得た額で、一の技能実習などについて20日分を限度とします。

（※）通常の賃金の額に相当する額の算定式

$$\frac{\text{（前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額）}}{\text{（前年度1年間の1ヵ月平均雇用保険被保険者数）} \times \text{（年間所定労働日数）}} \times 0.8$$

5. 支給申請の手続き

建設教育訓練助成金（技能実習 - 経費助成・賃金助成）支給申請書（建助様式第16号）または建設教育訓練助成金（技能実習 - 賃金助成）支給申請書（建助様式第17号）および必要書類などを一式、技能実習などを終了した日の翌日から起算して**2カ月以内**に、申請者の所在地を管轄する**都道府県労働局**または**ハローワーク（公共職業安定所）**に提出してください。

● 手続きの流れ

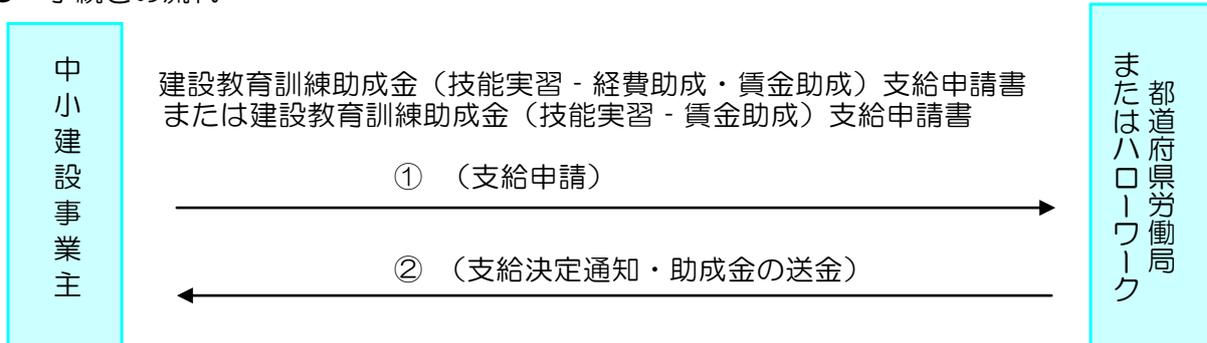


表1

労働安全衛生法に定める特別教育

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則第36条	時間	時間
第3号 アーク溶接	11	10
第4号 電気取扱い(高圧)	11	15
〃 (低圧)	7	7
第5号の3 不整地運搬車(1t未満)の運転	6	6
第9号 小型車両系建設機械 (整地・運搬 ・積込用 及び掘削用) の運転	7	6
〃 (基礎工事用) 〃	7	6
〃 (解体用) 〃	6	6
第9号の2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第9号の3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	〇5	〇4
第10号 ローラーの運転	6	4
第10号の2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第10号の3 ボーリングマシンの運転	7	5
第10号の4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第10号の5 高所作業車(10m未満)の運転	〇6	〇3
第11号 巻上げ機の運転	6	4
第13号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第15号 クレーンの運転	9	4
第16号 移動式クレーン(1t未満)の運転	9	4
第17号 テリックの運転	9	4
第18号 建設用リフトの運転	〇5	〇4
第19号 玉掛け	〇5	〇4
第20号 ゴンドラ操作	〇5	〇4
第20号の2 作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第21号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	10	2
第22号 気閘室への送気又は気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	3
第23号 潜水作業員への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	2
第24号 再圧室を操作する業務	9	3
第38号 ①除染等業務(下段②を除く)	〇4	〇1.5
②特定汚染土壌等取扱業務	〇3.5	〇1
③特定線量下業務	〇2.5	

注 ○印を付した特別教育は、合計10時間以上になるように時間の変更を行わなければ、助成の対象(技能実習・経費助成)とはならないこと。

表2

労働安全衛生法に定める教習および技能講習

区 分	教習時間または講習時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生法第75条別表第17(教習)	時間	時間
2 クレーン運転実技教習	試験および補習	9
3 移動式クレーン運転実技教習	//	9
労働安全衛生法第76条別表第18(技能講習)		
24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11.5	4
26 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習	13	7
//	10	6
//	13	6
27 小型移動式クレーン(1t以上5t未満)運転技能講習	13	7
//	10	6
//	10	7
//	13	6
28 ガス溶接技能講習	8	5
31 車両系建設機械 (整地・運搬 ・積込用 及び掘削用) 運転技能講習	13	25
//	9	25
//	13	5
//	9	5
//	5	5
//	04	02
32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	11	24
//	04	04
//	7	4
//	11	4
//	7	24
//	02	01
33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	14	25
//	04	05
//	6	15
//	7	15
//	10	15
//	14	15
34 不整地運搬車(1t以上)運転技能講習	11	24
//	7	4
//	11	4
//	7	24
35 高所作業車(10m以上)運転技能講習	11	6
//	6	6
//	8	6
36 玉掛け技能講習	12	7
//	9	6
//	12	6
//	11	5
//	11	4

注 ○印を付した教習および技能講習は、合計10時間以上になるように時間の変更を行わなければならないこと。

表3

建設関連技能検定職種一覧

番号	検定職種	番号	検定職種
1	造園	○22	浴槽設備施工
2	さく井	○23	厨房設備施工
3	鉄工	24	型枠施工
4	建築板金	25	鉄筋施工
5	建設機械整備	26	防水施工
6	冷凍空気調和機器施工	○27	樹脂接着剤注入施工
7	建具製作	28	内装仕上げ施工
8	石材施工	29	スレート施工
9	建築大工	30	カーテンウォール施工
○10	枠組壁建築	31	熱絶縁施工
11	かわらぶき	32	サッシ施工
12	とび	○33	バルコニー施工
13	左官	34	ガラス施工
○14	れんが積み	35	ウェルポイント施工
15	築炉	36	建築図面製作
16	ブロック建築	37	表装
○17	エーエルシーパネル施工	38	塗装
○18	コンクリート積みブロック施工	○39	路面標示施工
19	タイル張り	40	コンクリート圧送施工
20	畳製作	41	自動ドア施工
21	配管		

注 ○印を付した技能検定職種は、単一等級の技能検定職種を表す。

表4

「危険再認識教育」カリキュラム

教育訓練名	対象者	カリキュラム		
		科目	時間	
ドラグ・ショベル 運転業務従事者 危険再認識教育	ドラグ・ショベルの運転の業務に従事している者であって、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み及び掘削用）運転技能講習を修了するなど資格取得後おおむね10年以上経過した者	学科	ドラグ・ショベルによる災害と技術動向	15分
			ドラグ・ショベルの作業と安全	15分
			実技教育の進め方	15分
			災害事例と災害防止	125分
		実技	つり荷旋回	65分
			斜面走行	75分
			斜面旋回	50分
死角確認	35分			
ローラー運転業務従事者危険再認識教育	ローラーの運転の業務に従事している者であって、ローラーの運転の業務に係る特別教育を修了後おおむね10年以上経過した者	学科	ローラーによる災害と技術動向	15分
			ローラーの作業と安全	20分
			実技教育の進め方	15分
			災害事例と災害防止	100分
		実技	死角確認（停車状態）	35分
			死角確認（作業状態）	55分
			路肩走行	55分
スラローム走行	75分			
高所作業車運転業務従事者危険再認識教育	高所作業車の運転の業務に従事している者であって、高所作業車運転技能講習または高所作業車の運転の業務に係る特別教育を修了後おおむね10年以上経過した者	学科	高所作業車による災害と技術動向	20分
			高所作業車の作業と安全	30分
			実技教育の進め方	20分
			災害事例と災害防止	80分
		実技	傾斜地における危険の確認	55分
			地盤養生不良時における危険の確認	45分
			死角の確認	90分
段差走行	55分			

注 合計10時間以上になるように時間の変更を行わなければ助成の対象（技能実習 - 経費助成）とはならないこと。

表5

各専門工事業団体における登録基幹技能者講習実施状況

No.	資格名称	職種	団体名
1	登録圧接基幹技能者	鉄筋	全国圧接業協同組合連合会
2	登録橋梁基幹技能者	橋梁架設	(社)日本橋梁建設協会
3	登録PC基幹技能者	PC橋梁架設	プレストレスト・コンクリート工事業協会
4	登録電気工事基幹技能者	電気工事	(社)日本電設工業協会
5	登録造園基幹技能者	造園	(社)日本造園建設業協会 (社)日本造園組合連合会
6	登録機械土工基幹技能者	土工・コンクリート	(社)日本機械土工協会
7	登録建築板金基幹技能者	板金	(社)日本建築板金協会
8	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	(社)全国鉄筋工事業協会
9	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	サッシ・カーテンウォール	(社)日本サッシ協会 (社)カーテンウォール・防火開口部協会
10	登録外壁仕上基幹技能者	外壁仕上工事	日本外壁仕上業協同組合連合会
11	登録型枠基幹技能者	型枠大工	(社)日本建設大工工事業協会
12	登録内装仕上工事基幹技能者	内装	(社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会
13	登録配管基幹技能者	管工事	(社)日本空調衛生工事業協会 (社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
14	登録トンネル基幹技能者	トンネル工事	(社)日本トンネル専門工事業協会
15	登録コンクリート圧送基幹技能者	コンクリート圧送工事	(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	(社)日本建設躯体工事業団体連合会 (社)日本鳶工業連合会
17	登録左官基幹技能者	左官	(社)日本左官業組合連合会
18	登録建設塗装基幹技能者	塗装	(社)日本塗装工業会
19	登録ダクト基幹技能者	ダクト工事	(社)日本空調衛生工事業協会 (社)全国ダクト工業団体連合会
20	登録防水基幹技能者	防水工事	(社)全国防水工事業協会
21	登録建築エクステリア基幹技能者	建築ブロック・エクステリア工事	(社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会
22	登録海上起重基幹技能者	土工・しゅんせつ	(社)日本海上起重技術協会
23	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	ダイヤモンド工事業協同組合
24	登録保湿保冷基幹技能者	熱絶縁工事	(社)日本保湿保冷工業協会
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工	(社)日本グラウト協会
26	登録冷凍空調基幹技能者	管工事	(社)日本冷凍空調設備工業連合会
27	登録運動施設基幹技能者	運動施設工事	(社)日本運動施設建設業協会
28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工	全国基礎工業協同組合連合会 社団法人日本基礎建設協会
29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック	(社)日本タイル煉瓦工事工業会
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(道路標識) とび・土工 (路面標示)塗装	(社)全国道路標識・標示業協会

注)平成25年4月1日現在。なお、新たに国土交通大臣の登録を受けた講習も対象となります。

建設広域教育訓練（経費助成）

1. 受給できる職業訓練法人

建設工事における作業に係る広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人

2. 主な支給要件

建設工事における作業に係る職業訓練を振興するために必要であると認められるもの。

3. 助 成 額

職業訓練推進活動の実施に要した費用のうち、支給対象費用に対する算定額の合計額の3分の2に相当する額です。

なお、年間4万人日以上以上の職業訓練を実施する職業訓練法人に対しては、年間9,000万円を限度とし、同様に年間3万人日以上4万人日未満の場合は、年間7,500万円を限度とし、年間2万人日以上3万人日未満の場合は、年間6,000万円を限度とし、年間2万人日未満の場合は、年間4,500万円を限度とします。

4 計画の届出の手続

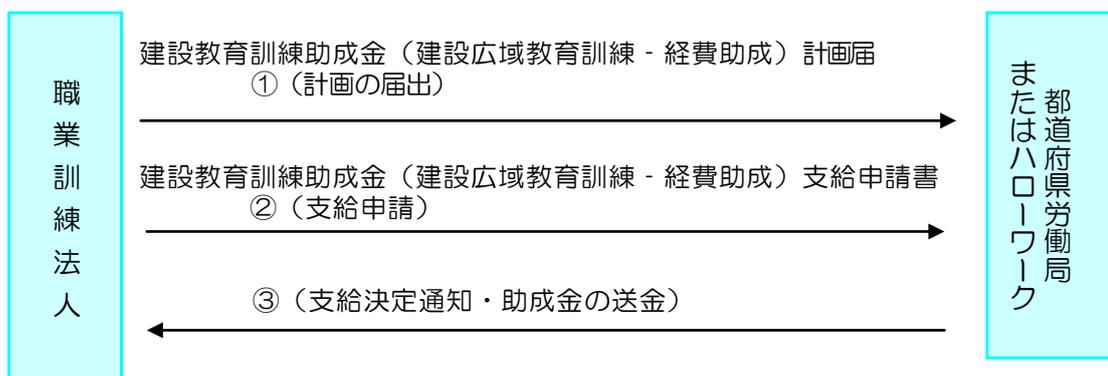
建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練 - 経費助成）計画届（建助様式第2号）および同計画届裏面に記載された所定の書類などを一式、職業訓練の推進のための活動を実施しようとする日の属する年度の5月末日までに、申請者の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

5. 支給申請の手続

建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練 - 経費助成）支給申請書（建助様式第19号）および同申請書裏面に記載された所定の書類などを一式、四半期ごとに下記に掲げる区分に応じて申請者の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

実施月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌年の 1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで

● 手続きの流れ



1. 受給できる職業訓練法人

建設工事における作業に係る広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人であって、認定訓練（建設事業に直接関連するものに限る）の実施に必要な職業訓練施設または職業訓練設備の設置・整備（以下「職業訓練施設等設置整備事業」といいます）を行う者。

2. 主な支給要件

職業訓練法人が次のいずれにも該当する職業訓練施設等設置整備事業を行うこと。
なお、原則として職業能力開発促進法施行規則別表2および厚生労働大臣が別に定める設備細目を基準とする。

(1) 職業訓練施設の要件

- ・ 実施する認定訓練の訓練生の数に応じた規模の職業訓練施設を設置または整備すること。
- ・ 職業訓練施設の設置または整備後も適正な数の訓練生を確保する見込みがあること。
- ・ 職業訓練施設を設置または整備するための土地を確保していること。
- ・ 耐火構造またはこれに準ずる構造の職業訓練施設であって、建築基準法に基づき所要の措置がとられるものであること。

(2) 職業訓練設備の要件

集合して行う職業訓練の学科または実技の訓練に必要な職業訓練設備を設置または整備すること。

(3) 用途変更禁止の期間

助成対象となった職業訓練施設などについて、施設については最大47年間、設備については種類ごとに定める期間、支給要件を著しく逸脱した用途に使用することはできません。

また、この期間中には、別に定める「職業訓練施設等使用状況報告書」の提出が必要となります。
これに違反した場合は、支給した助成金の全部または一部を返還していただきます。

3. 助 成 額

職業訓練施設等設置整備事業の実施に要した費用の2分の1に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）とする。

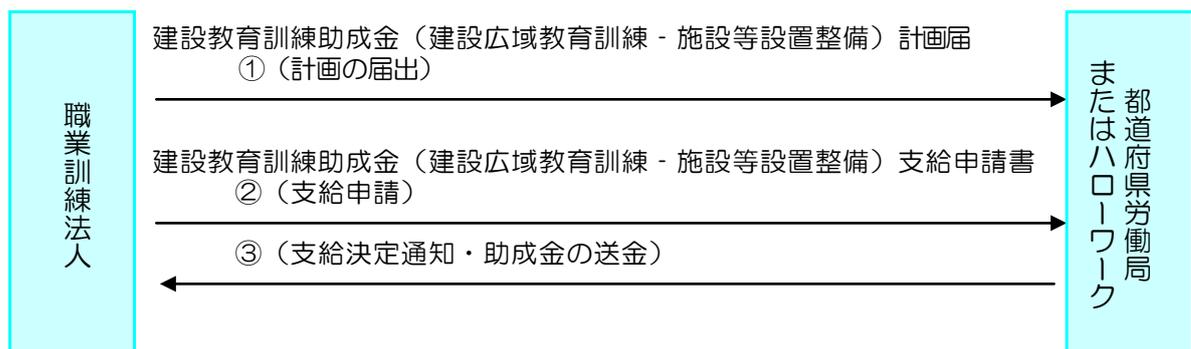
4. 計画の届出の手続

建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練 - 施設等設置整備）計画届（建助様式第3号）および同計画届裏面に記載された所定の書類などを一式、職業訓練施設等設置整備事業を実施しようとする日の1ヵ月前までに申請者の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

5. 支給申請の手続

建設教育訓練助成金（建設広域教育訓練 - 施設等設置整備）支給申請書（建助様式第20号）および同申請書裏面に記載された所定の書類等を一式、この事業が終了した日から原則として2ヵ月以内に計画届を提出した都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

● 手続きの流れ



1. 受給できる中小建設事業主団体

次のいずれにも該当する中小事業主団体

- (1) 構成員の50%以上を建設事業主が占めていること。ただし、一人親方および同居の親族のみを使用して建設事業を行っている者は中小建設事業主には該当しないこと。
- (2) 構成員である建設事業主のうち中小建設事業主が3分の2以上を占めていること。
- (3) 構成員である建設事業主の50%以上の者が雇用保険に加入していること。
- (4) 次のいずれかに該当すること。
 - ① 中小企業など協同組合法に基づく事業協同組合および協同組合連合会
 - ② 中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合および商工組合連合会
 - ③ 職業訓練法人
 - ④ 一般社団法人または一般財団法人
 - ⑤ その他事業を的確に遂行できると認められる団体

2. 主な支給要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 学校等の学生などまたは教員の人材育成に関する調査を実施すること。
- (2) 学校等の学生などまたは教員の人材育成の実態からみて適切であると認められる目標値を、実施する事業の種類毎に3項目以上（対象者が小学生、中学生または教員である事業または建設系工業高校などの教員に対する実践的スキル研修事業については、2項目以上）定めること。
- (3) 目標値を達成するための事業を計画的に推進することができるものと認められるものであること。
- (4) 財務および活動の状況などからみて、この目標値を達成するための事業を的確に遂行することができるものと認められるものであること。
- (5) 事業の実施に要する費用を原則として全額負担するものであること。

3. 目標値の設定および対象となる事業

《目標値の設定》

目標値の設定については、次の手順により行うこととなります。

- (1) 【事業の種類を選択する】
次表（P20）に掲げる各事業の中から、支援などが必要と思われる事業の種類を、2種類以上選択します。
なお、「建設業人材育成支援協議会の設置・運営事業」については必須で取り組む必要があります。
- (2) 【実態を調べる】
事業の実施対象（P21）に対し、選択した事業の種類ごとに目標値を設定（P22の目標Ⅱ（内容は任意））するための実態を調べます。
※P22の目標Ⅰについては事前の調査は要しません。
- (3) 【結果を集計する】
調べた結果をとりまとめ、事業の種類ごとに数値を集計します。
- (4) 【数値の確認】
各事業の種類ごとの数値を当初値として確認し、取り組みなどの実施について検討します。
- (5) 【目標を定める】
各事業の種類ごとに目標値を設定（P22）し、「建設業人材育成支援計画書」（任意様式）を作成します。（この計画書は団体が設置する建設業人材育成支援協議会の助言・承認を得る必要があります。なお、「建設業人材育成支援協議会の設置・運営事業」についての目標設定はありません。）

《目標値を達成するための事業例》

設定した目標値を達成するために取り組む人材育成支援事業については、以下の事業例を参考に実施計画を作成してください。

【建設業人材育成支援事業例】

事業の種類	事業の内容
1. 建設業人材育成支援協議会の設置・運営事業	①建設業人材育成支援協議会のための検討会、連絡会議の実施 ②建設業人材育成支援協議会の開催 ③建設業人材育成支援計画策定にあたっての情報収集 ④その他管轄労働局長が認める事業
2. 学校等の学生など、または教員に対する啓蒙活動、または体験指導事業	①学校等の学生など、または教員に対する講演等のための検討会、連絡会議の実施 ②学校等の学生など、または教員に対する講演等の実施 ③PR用のホームページ作成・更新など ④PR用のポスターやパンフレットなどの作成・配布 ⑤学校等の学生など、または教員に対する加工技術などの体験指導 ⑥その他管轄労働局長が認める事業
3. 学校等の学生など、または教員に対する建設現場における見学会または体験実習事業	①学校等の学生など、または教員に対する建設現場における見学会または体験実習のための検討会、連絡会議の実施 ②学校等の学生など、または教員に対する現場見学会または体験実習の実施 ③学校等の学生など、または教員に対する現場見学会、または体験実習に関する講師によるセミナーの開催 ④PR用のホームページ作成・更新など ⑤PR用のポスターやパンフレットなどの作成・配布 ⑥その他管轄労働局長が認める事業
4. 建設系工業高校等の生徒、または学生に対する実践的 技能研修、または技能士その他の資格の取得に向けた 教育訓練などに関する情報提供事業	①建設系工業高校等の生徒、または学生に対する実践的 技能研修、または技能士その他の資格の取得に向けた 教育訓練などに関するパンフレットや雑誌の配布な どによる情報提供 ②建設系工業高校等の生徒、または学生に対する実践的 技能研修、または技能士その他の資格の取得に向けた 教育訓練などに関するホームページ作成・更新などの 情報提供 ③建設系工業高校等の生徒、または学生に対する実践的 技能研修、または技能士その他の資格の取得に向けた 教育訓練などの説明などに関する検討会、連絡会議 ④建設系工業高校等の生徒、または学生に対する実践的 技能研修、または技能士その他の資格の取得に向けた 教育訓練などの説明などの実施 ⑤その他管轄労働局長が認める事業
5. 建設系工業高校等の教員に対する実践的 技能研修事業	①教員に対する実践的技術研修のPR用のホームページなどによる情報提供 ②教員に対する実践的技術研修の検討会、連絡会議 ③教員に対する実践的技術研修の実施 ④その他管轄労働局長が認める事業
6. 建設系工業高校等の生徒、または学生に対する建設業 のキャリア形成モデルの策定・提供事業	①キャリア形成モデル策定検討会議に関する連絡会議 の実施 ②キャリア形成モデル策定検討会議の実施 ③キャリア形成モデル策定に関する情報収集 ④その他管轄労働局長が認める事業

【事業実施の対象となる学校】

以下の表に掲げる○印を付した学校に対して事業を実施した場合に助成対象となります。

事業の種類	学校分類（学校教育法上の分類）												
	小学校	中学校	高等学校				中等教育 学校	専修学校			高等専門 学校	特別支援 学校	大学
			普通科	専門科 (工業科)	専門科(農 業科ほか)	総合学科		高等専修 学校 (専修学 校のうち 高等課程 実施)	専門学校 (専修学 校のうち 専門課程 実施)	その他専 修学校 (専修学 校のうち 一般課程 実施)			
学校等の学生など、または教員に対する啓蒙活動または体験指導事業	○	○	○	○	○	○	○	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○	○ (建設系のみ)
学校等の学生など、または教員に対する建設現場における見学会または体験実習事業	○	○	○	○	○	○	○	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○	○ (建設系のみ)
建設系工業高校などの生徒、または学生に対する実践的 技能研修、または技能士その他の資格の取得に向けた教育訓練などに関する情報提供事業	×	×	×	○ (建設系のみ)	×	×	×	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	×	○ (建設系のみ)
建設系工業高校等の教員に対する実践的 技能研修事業	×	×	×	○ (建設系のみ)	×	×	×	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	×	○ (建設系のみ)
建設系工業高校等の生徒、または学生に対する建設業の キャリア形成モデルの策定・提供事業	×	×	×	○ (建設系のみ)	×	×	×	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	○ (建設系のみ)	×	○ (建設系のみ)

【事業ごとの目標設定】

事業の実施にあたっては、学校等の学生など、または教員の人材育成の実態からみて適切であると認められる目標値を、実施する事業の種類毎に3項目以上（対象者が小学生、中学生または教員である事業または以下の表中5の建設系工業高校等の教員に対する実践的技能研修事業については、2項目以上）を設定し、その目標達成のために必要な事業を実施することが必要です。

具体的には、以下の表に掲げる目標Ⅰおよび目標Ⅱからそれぞれ設定します。

なお、目標Ⅰについては①および②の両方を設定し、目標Ⅱについては、1項目（内容は団体が任意で設定）を設定する必要があります。

事業の種類	目標Ⅰ (事業の種類ごとに2項目 (①および②の両方)を設定)	目標Ⅱ (事業の種類ごとに1項目 (内容は任意)を設定)	
	調査対象者	調査対象者(選択可能)	
	学校等(事業参加者)	団体(事業実施者)	学校等(事業参加者)
1. 建設業人材育成支援協議会の設置・運営			
2. 学校等の学生など、または教員に対する啓蒙活動または体験指導事業	①建設業への理解が深まった割合 80%以上 ②高校、中等教育学校生、建設系専修学校、高等専門学校、大学の生徒または学生を対象とした場合、上記の目標に加えて将来の進路を決めるのに役立った割合 80%以上	①啓発活動が年4回以上 ②啓発活動の参加者数が年100人以上	①建設業に興味を持った者の割合 80%以上 ②傘下事業主への就職者年5人以上 ③建設系学校への進学者年5人以上
3. 学校等の学生など、または教員に対する建設現場における見学会、または体験実習事業	①建設業への理解が深まった割合 80%以上 ②高校、中等教育学校、建設系高等専門学校、専修学校、大学の生徒または学生を対象とした場合、上記の目標に加えて将来の進路を決めるのに役立った割合 80%以上	①現場見学会が年4回以上 ②職場体験の参加者数が年100人以上	①建設業に興味を持った者の割合 80%以上 ②傘下事業主への就職者年5人以上 ③建設系学校への進学者年5人以上
4. 建設系工業高校等の生徒、または学生に対する実践的技能研修、または技能士その他の資格の取得に向けた教育訓練などに関する情報提供事業	①建設業への理解が深まった割合 80%以上 ②将来の進路を決めるのに役立った割合 80%以上	①実践的技能研修が年4回以上 ②実践的技能研修の参加者が年100人以上 ③実践的技能研修の情報提供が年4回以上 ④技能士資格取得の情報提供者が年100人以上	①建設業に興味を持った者の割合 80%以上 ②傘下事業主への就職者年5人以上 ③建設系学校への進学者年5人以上
5. 建設系工業高校等の教員に対する実践的技能研修事業	①建設業への理解が深まった割合 80%以上	①実践的技能研修が年4回以上 ②実践的技能研修の参加者が年100人以上	①建設業に興味を持った者の割合 80%以上 ②傘下事業主への就職者年5人以上 ③建設系学校への進学者年5人以上
6. 建設系工業高校等の生徒、または学生に対する建設業のキャリア形成モデルの策定・提供事業	①建設業への理解が深まった割合 80%以上 ②将来の進路を決めるのに役立った割合 80%以上	①モデルの提示校が年4校以上 ②モデルの提示者数が年100人以上	①建設業に興味を持った者の割合 80%以上 ②傘下事業主への就職者年5人以上 ③建設系学校への進学者年5人以上

4. 助成額（限度額）および対象となる費用

助成額は、一の事業年度につき、次の(1)および(2)により算定した額の合計額（その額が800万円を超えるときは800万円）です。

また、事業の実施に要する費用を原則として全額負担する必要があります。

(1) P20表中における「建設業人材育成支援協議会の設置・運営事業」については、次表の基準により算定して得た額の3分の2に相当する額（その額が100万円を超えるときは、100万円が限度）

(2) 事業全体（上記(1)以外に関する事業）で次表の基準により算定して得た額の3分の2に相当する額

支給対象費用	基 準	助成対象費用の範囲
委員謝金 （部外委員に限る）	実費相当額	建設業人材育成支援協議会などの委員謝金
講師謝金 （部外講師に限る）	実費相当額	講師などの講師謝金
執筆謝金	実費相当額	建設業のキャリア形成モデル報告書などの執筆に要する謝金
旅 費	1人1日当たり18,000円 までの交通費の実費相当額（※）	鉄道賃、船賃、航空賃およびバス賃など
バス借上げ料	1人1日当たり9,000円 までの実費相当額（※）	バスの借上げ料
施設借上費	実費相当額	建設業人材育成支援協議会などの会場借上料
機械器具等借上料	実費相当額	建設機械、機械器具、各種用具類の借上料
印刷製本費	実費相当額	ポスター、パンフレット、リーフレットなどの印刷費など
教材費	実費相当額	講習などに利用する原材料、教科書など費用
視聴覚教材作成費	実費相当額	スライド、フィルムなどの視聴覚教材作成費用
調査研究費	実費相当額	対象学校の建設業に関する認知度調査料、建設系工業高校などへの進学状況調査料、建設事業所への就職状況調査料など
通信運搬費	実費相当額	郵便料、諸物品の荷造り費など
委託費	実費相当額	実践的スキル研修を職業訓練施設などに委託した場合の委託費に限る。
広報費	実費相当額	啓蒙活動・体験指導、現場見学会・体験実習、実践的スキル研修に関するPR、技能士資格などの取得に向けた教育訓練などに関する情報提供に関するホームページ更新などに関する費用に限る。
傷害保険料	実費相当額	体験指導、現場見学会・体験実習への参加中に起きた傷害を補償する傷害保険料。
その他特に管轄労働局長が助成することを必要と認める費用	実費相当額	

※ 全国的な団体にあつては、実費相当額（1人1日当たりの上限はありません。）です。

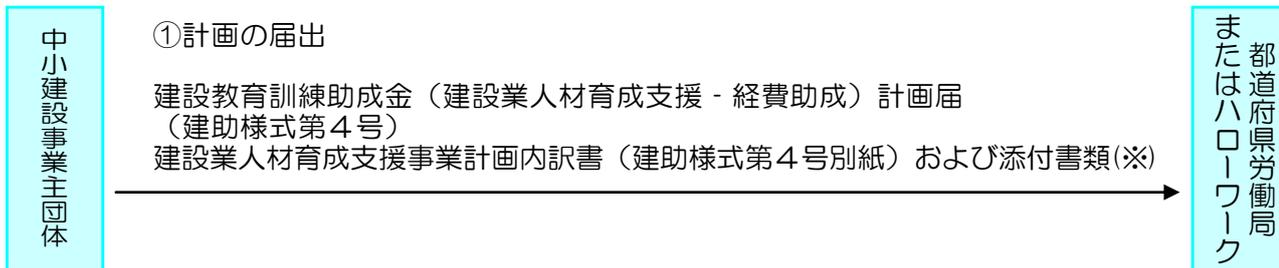
5. 助成対象期間

助成金の助成対象期間は、1年間となります。

6. 手続き

◆計画の届出

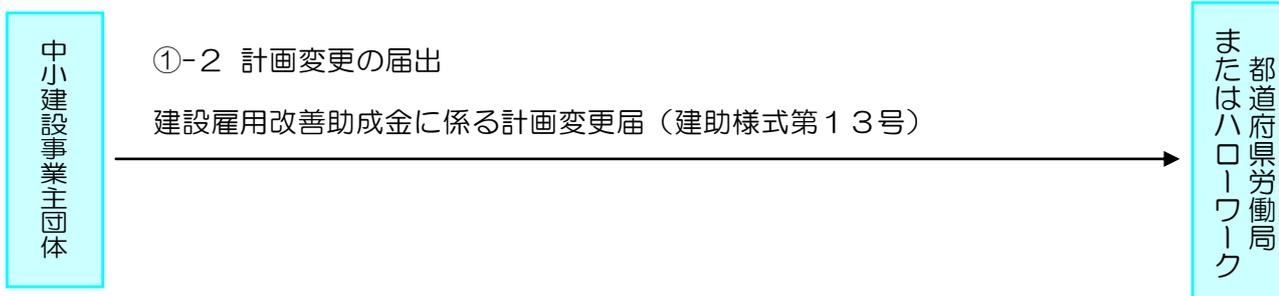
建設教育訓練助成金（建設業人材育成支援 - 経費助成）計画届および必要書類の一式を原則として事業を実施しようとする日の属する年度の**5月末日までに**、申請者の所在地を管轄する**都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）**に提出してください。



（※）添付書類には、1年後に達成すべき目標を設定した「建設業人材育成支援計画書」（任意様式）が含まれます。

◆計画変更の届出

計画届を提出した団体は届け出た内容に変更（①届出を行っていない事業の内容を新しく行うとき②所要費用の増額に伴い届け出を行った所要費用見込額の総額を超えるとき）が生じるときは、建設雇用改善助成金に係る計画変更届および必要書類の一式を、**事前に**計画届を提出した**都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）**に提出してください。

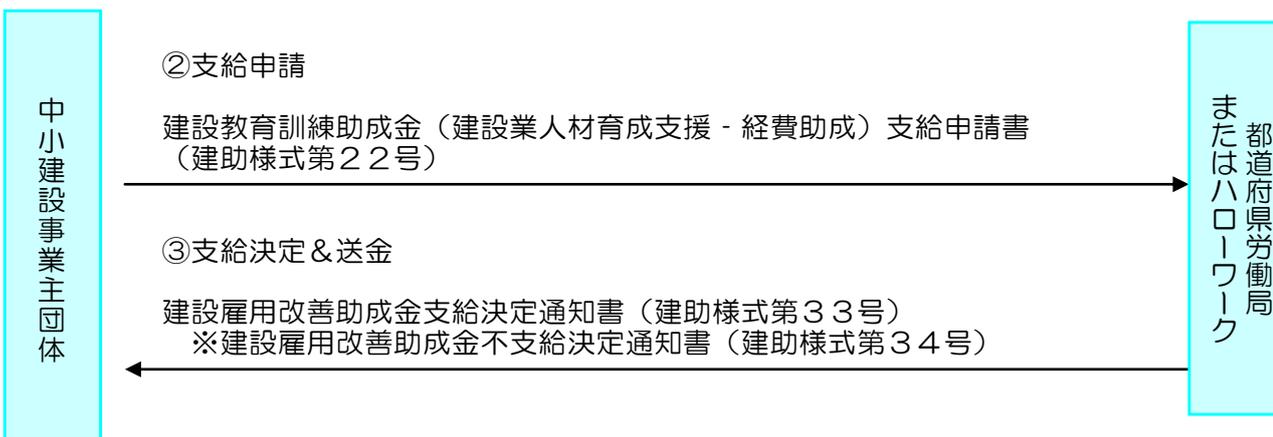


◆支給申請および実施結果報告

事業の終了した日の属する月に応じ、次表に掲げる区分に応じて必要書類の一式を、計画届を提出した**都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）**に提出してください。

なお、事業の実施結果報告は、「建設業人材育成支援事業調査実施結果報告書」（別様式第10号の2）により、**最終の支給申請時または翌年度の5月末日までに**報告して下さい。

実施月	4月,5月,6月	7月,8月,9月	10月,11月,12月	1月,2月,3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌年 1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで



建設業人材育成支援（経費助成）における事業の流れ

☆事業を実施する前には必ず事前に都道府県労働局またはハローワークにご相談ください。

ステップ1	中小建設事業主団体において、将来の建設業を支える人材を育成・確保していくために取り組みが必要と思われる項目を、P22の「事業ごとの目標設定」により事業の種類を選定し、その項目について、人材育成に関する調査を実施します。
-------	---

ステップ2	ステップ1の人材育成に関する調査の結果を集計し、取り組みの実施などについて検討します。
-------	---

ステップ3	目標値を定めることが必要な項目を、P22の「事業ごとの目標設定」により、3項目以上（対象者が小学生、中学生または教員である事業または建設系工業高校等の教員に対する実践的スキル研修事業については、2項目以上）選定し、1年後に達成しようとする目標値を設定します。
-------	---

ステップ4	定めた目標値を達成するために必要な事業を考え、団体が設置する建設業人材育成支援協議会の助言・承認を得て、1年度分の「建設業人材育成支援計画書」を作成します。
-------	--

ステップ5	1年後に達成すべき目標を設定した当該年度に実施する事業の計画届を原則として5月末までに都道府県労働局またはハローワークに届け出ます。 ※「建設業人材育成支援計画書」を添付書類として添付
-------	---

事業の実施	事業計画に基づいて事業を実施します。（1事業年度）
-------	---------------------------

1 事業年度終了

ステップ6	当初設定した目標値が達成されたか否かを確認するために、人材育成に関する調査を再び実施します。その結果については、「建設業人材育成支援事業調査実施結果報告書」により、翌年度の5月末までに都道府県労働局またはハローワークに提出します。
-------	---

1. 受給できる中小建設事業主

次のいずれにも該当する中小建設事業主

- ・ 雇用保険の適用事業主であること。
- ・ 建設事業以外の事業で、事業主が現に営んでいない新分野事業を新たに開始すること。
- ・ 雇用する建設労働者を新分野事業に従事させるために必要な教育訓練（OFF-JTに限る）に関する計画を作成し、計画に基づき、教育訓練を有給で行うこと。
- ・ 訓練終了後、対象労働者を新分野事業に従事させ、対象訓練を終了した翌日から起算して1年以上継続して雇用することが確実であること。

2. 算定の対象となる建設労働者

教育訓練を開始する前日から起算して1年以上継続して雇用されている建設労働者であって、一般被保険者であること。

3. 助成の対象となる教育訓練

助成の対象となる教育訓練は次のいずれにも該当するものです。

- (1) 教育訓練の内容が、新分野事業に従事するために必要なものであること。
- (2) 教育訓練の時間が、合計10時間以上であること。
- (3) 所定労働日の所定労働時間内に行われることが望ましいこと。
- (4) 教育訓練の指導員または講師が、教育訓練の内容に関連する職種について次のいずれかに該当すること。
 - ・ 職業訓練指導員免許を有する者
 - ・ 1級の技能検定に合格した者
 - ・ 実務経験が7年以上あり、上記の者と同等以上の能力を有する者
- (5) 教育訓練の実施形態が、次のいずれかに該当するものであること。
 - ・ 事業所内訓練は、対象労働者を通常の職場の業務に就かせたままの状態で行うものではないこと。
 - ・ 事業主が以下の事業所外の教育訓練施設などにおいて行うものであること。
 - (イ) 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、職業訓練を行う施設、認定職業訓練を行う施設、指定試験機関
 - (ロ) 大学、専修学校、各種学校
 - (ハ) その他職業に関する知識、技能または技術を習得させ、または向上させることを目的とする教育訓練を自ら主体的に実施する団体または事業主

（留意事項）

(ハ)において、当該教育訓練を自ら主体的に実施するとは、委託先である団体又は事業主が、委託契約の全部を一括して第三者に委託することなく、カリキュラムの作成業務、講師の手配に係る業務など教育訓練の主要な項目について自ら実施することをいう。

- (6) 教育訓練を受講させる対象労働者から受講料を徴収しないこと。
- (7) 教育訓練を受けさせる期間は、対象労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払うものであること。

4. 助成額（限度額）および対象となる費用

この助成金の支給額は、次に掲げる額の合計額です。

(1) 対象訓練に要した経費に対する支給額

対象訓練に要した経費のうち、次に掲げる支給対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額です。
ただし、一の対象訓練について、1日当たり20万円を、かつ、60日分を限度とします。

なお、「一の対象訓練」とは、訓練の実施内容、実施時期、対象者などにより区分されるものをいいます。

- ア 対象訓練を担当する指導員または講師（外部の者に限る。）の謝金
- イ 対象訓練を担当する指導員または講師（外部の者に限る。）の旅費（交通費の実費相当額）
- ウ 対象訓練に必要な施設、設備または機械の借上料
- エ 対象訓練に必要な教科書その他の教材に要する経費
- オ 対象訓練を外部の教育訓練施設などにおいて行う場合の入学料および受講料または委託費

【対象訓練経費に対する支給額の算定式】

対象訓練経費に対する支給額（※3） = 1日当たりの支給額（※1）× 支給対象日数（※2）

※1 1日当たりの支給額 = (対象訓練経費×2/3) / 実施日数

ただし、20万円を超える場合は20万円。

※2 支給対象日数：60日を超える場合は60日

※3 対象訓練経費に対する支給額は、400万円を超える場合は400万円。

(2) 対象労働者に支払った賃金に対する支給額

対象訓練を受けさせた対象労働者1人につき、7,000円（通常の賃金の額に相当する額として下記算定式（※）により算定した額が7,000円未満のときは、その算定した額）にこの対象訓練を受けさせた日数（対象訓練の時間が1日につき3時間に満たない日を除く）に乗じて得た額です。ただし、一の対象訓練について60日分を限度とします。

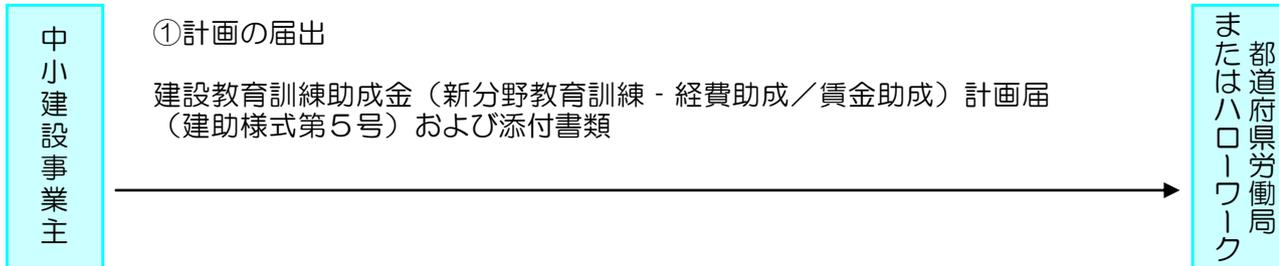
（※）通常の賃金の額に相当する額の算定式

$$\frac{\text{（前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額）}}{\text{（前年度1年間の1ヵ月平均雇用保険被保険者数）} \times \text{（年間所定労働日数）}} \times 0.8$$

6. 手続き

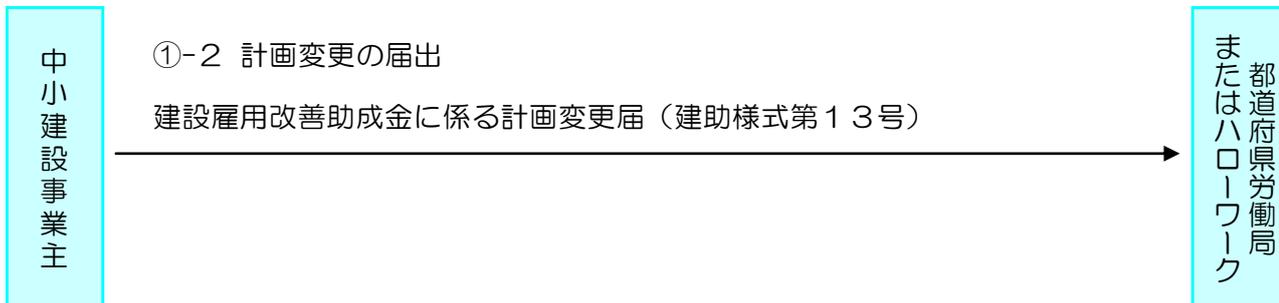
◆計画の届出

建設教育訓練助成金（新分野教育訓練 - 経費助成／賃金助成）計画届および必要書類の一式を原則として訓練を開始する日の**2週間前までに**、所在地を管轄する**都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）**に提出してください。



◆計画変更の届出

計画届を提出した団体は届け出た内容に変更（①教育訓練の実施計画の内容を変更する場合、②新分野事業への進出計画の内容を著しく変更する場合、③教育訓練の指導員又は講師を変更する場合）が生じるときは、**対象訓練を開始する日の前日までに**、建設雇用改善助成金に係る計画変更届および必要書類の一式を、計画届を提出した**都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）**に提出してください。



◆支給申請

建設教育訓練助成金（新分野教育訓練 - 経費助成／賃金助成）支給申請書（建助様式第23号）および必要書類など一式を、訓練を終了した日の翌日から**2カ月以内に**、申請者の所在地を管轄する**都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）**に提出してください。

